

○追手門学院大学学生会館規程

昭和52年12月5日

制定

第1条 本学に学生会館（以下「会館」という。）を置く。

第2条 会館は、学生相互及び学生と教職員との人間関係を深め、学生の課外活動の発展に資するとともに、学生の厚生福祉を増進することを目的とする。

第3条 会館に、館長及び館員を置く。

2 館長は、学生部長をもつてあてる。

3 館員は、学生課の職員をもつてあてる。

第4条 館長は、会館の管理運営について責任を負う。

2 館員は、館長の命を受け、会館の事務を処理する。

第5条 会館の運営のため、学生会館運営委員会を置く。

2 学生会館運営委員会に関する規程は、別に定める。

第6条 この規程に定めるもののほか、会館に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年12月5日から施行する。